

平成29年度
福崎町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

福 崎 町 監 査 委 員

福監第21971号
平成30年8月30日

福崎町長 橋本省三様

福崎町監査委員 鳥岡照義

福崎町監査委員 松岡秀人

平成29年度福崎町各会計決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成29年度 健全化判断比率審査意見

第1 審査の対象

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年8月9日

第3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類、地方財政状況調査表、その他の関係書類を照合し、その適正性について審査しました。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。

1 実質赤字比率

実質赤字が発生しなかったため算出されませんでした。

2 連結実質赤字比率

実質赤字及び資金不足が発生しなかったため算出されませんでした。

3 実質公債費比率

11.5%で、早期健全化基準の25.0%を下回っています。

4 将来負担比率

137.6%で、早期健全化基準の350.0%を下回っています。

第5 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質公債費比率は0.5ポイント、将来負担比率は6.0ポイント、いずれの数値も前年度より改善されています。また、いずれの指標も早期健全化基準を下回っており、本町の各指標は良好であるといえます。

しかしながら、中長期的には、取り組むべき様々な課題が山積しています。事業実施にあたっては、それぞれの比率を念頭に置きながら適切に進めてください。今後とも、長期にわたり持続可能な財政運営に努めてください。

第6 健全化判断比率の状況

各比率の推移は、次のとおりです。

(単位: %)

健全化判断比率	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	14.83	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	19.83	30.00
実質公債費比率	11.7	11.9	12.1	12.0	11.5	25.0	35.0
将来負担比率	121.5	153.4	153.9	143.6	137.6	350.0	—

各比率の算定の対象となる会計等の範囲は、次のとおりです。

各比率の算定の対象となる会計等の範囲

福岡町	一般会計等 (普通会計)		一般会計	実質赤字比率の算定の対象	連結実質赤字比率の算定の対象	実質公債費比率の算定の対象	将来負担比率の算定の対象	各会計ごとに算定 資金不足比率の算定の対象
			介護サービス会計					
福岡町 公営事業会計			国民健康保険事業特別会計	実質赤字比率の算定の対象	連結実質赤字比率の算定の対象	実質公債費比率の算定の対象	将来負担比率の算定の対象	各会計ごとに算定 資金不足比率の算定の対象
			介護保険事業特別会計					
			後期高齢者医療事業特別会計					
福岡町が 加入する 組合	公営企業会計	地方公営企業 法適用企業	水道事業会計	実質赤字比率の算定の対象	連結実質赤字比率の算定の対象	実質公債費比率の算定の対象	将来負担比率の算定の対象	各会計ごとに算定 資金不足比率の算定の対象
			工業用水道事業会計					
			下水道事業会計					
			農業集落排水事業会計					
	一部事務組合	姫路福岡斎苑施設事務組合						
中播衛生施設事務組合								
福岡町が 加入する 組合	一部事務組合	くれさか環境事務組合	実質赤字比率の算定の対象	連結実質赤字比率の算定の対象	実質公債費比率の算定の対象	将来負担比率の算定の対象	各会計ごとに算定 資金不足比率の算定の対象	
		中播農業共済事務組合						
		市川町外三ヶ市町共有財産事務組合						
		兵庫県町議会議員公務災害補償組合						
		兵庫県市町村職員退職手当組合						
		兵庫県市町交通災害共済組合						
広域連合	兵庫県後期高齢者医療広域連合							

平成 25 年度以降の実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

実質赤字比率

(単位 千円、%)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実質赤字額 [= a1 + a2 + a3 + a4] A	△ 181,674	△ 182,685	△ 152,089	△ 86,395	△ 215,112
繰上充用額 a1	△ 185,668	△ 195,837	△ 211,199	△ 136,715	△ 271,340
支払繰延額 a2					
事業繰越額 a3	3,994	13,152	59,110	50,320	56,228
標準財政規模 B	5,109,645	5,034,772	5,152,454	5,264,279	5,264,784
A/B × 100	△ 3.55	△ 3.62	△ 2.95	△ 1.64	△ 4.08
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準	15.00	14.98	14.90	14.83	14.83
財 政 再 生 基 準	20.00	20.00	20.00	20.00	20.00

平成 25 年度以降の連結実質赤字比率の推移は、次のとおりです。

連結実質赤字比率

(単位 千円、%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
連結実質赤字額 [= a1 + a2 - a3 - a4] A	△ 953,830	△ 725,821	△ 1,162,265	△ 1,340,870	△ 1,380,661
実質赤字合計額 a1					
資金不足額合計額 a2					
実質黒字額合計額 a3	235,054	192,110	224,341	203,036	277,426
資金余剰額合計額 a4	718,776	533,711	937,924	1,137,834	1,103,235
標準財政規模 B	5,109,645	5,034,772	5,152,454	5,264,279	5,264,784
A/B × 100	△ 18.66	△ 14.41	△ 22.55	△ 25.47	△ 26.22
連 結 実 質 赤 字 比 率	—	—	—	—	—
早 期 健 全 化 基 準	20.00	19.98	19.90	19.83	19.83
財 政 再 生 基 準	35.00	35.00	35.00	35.00	35.00

平成 25 年度以降の実質公債費比率の推移は、次のとおりです。

実質公債費比率

(単位 千円、%)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
地方債の元利償還金 [= a1-a2-a3] A	822,319	847,800	847,640	872,177	912,269
一般会計等に係る公債費 a1	822,319	847,800	847,640	872,177	912,269
繰上償還額及び借換債を 財源として償還した額 a2	0	0	0	0	0
満期一括償還地方債の 元金の償還額 a3	—	—	—	—	—
地方債償還に充当される特定 財源 B	14,504	16,626	13,009	10,374	4,966
公債費充当一般財源等額 A-B	807,815	831,174	834,631	861,803	907,303
地方債の準元利償還金 C	516,287	551,379	540,435	533,106	492,213
元利償還金・準元利償還金に 係る基準財政需要額*算入額 D	813,077	860,680	863,402	879,213	927,726
単年度実質公債費比率算定式 の分子 A+C-B-D	511,025	521,873	511,664	515,696	471,790
標準財政規模 E	5,109,645	5,034,772	5,152,454	5,264,279	5,264,784
単年度実質公債費比率算定式 の分母 E-D	4,296,568	4,174,092	4,289,052	4,385,066	4,337,058
単年度実質公債費比率 (A+C-B-D) / (E-D)	11.89380	12.50267	11.92954	11.76028	10.87811
実 質 公 債 費 比 率 (直近3箇年平均値)	11.7	11.9	12.1	12.0	11.5
早 期 健 全 化 基 準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0
財 政 再 生 基 準	35.0	35.0	35.0	35.0	35.0

平成 25 年度以降の将来負担比率の推移は、次のとおりです。

将来負担比率

(単位 千円、%)

区 分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
将来負担額 [= a1+a2+a3+a4+a5+a6+a7+a8] A	18,966,361	20,045,506	20,338,460	20,447,968	19,871,210
当年度末一般会計等地方債 現在高 a1	9,631,659	10,263,198	10,766,172	11,204,478	11,271,184
債務負担行為に基づく 支出予定額 a2	1,440	1,069	705	349	0
公営企業債等繰入見込額 a3	7,701,305	8,339,519	8,298,528	8,009,760	7,447,314
組合等の地方債の元金償還に 充てる本町の負担等見込額 a4	239,244	163,357	107,382	88,328	69,143
退職手当負担見込額 a5	1,392,713	1,278,363	1,165,673	1,145,053	1,083,569
設立法人の負債額等に係る 一般会計等の負担見込額 a6	—	—	—	—	—
連結実質赤字額 a7	—	—	—	—	—
組合等の連結実質赤字額のうち 一般会計等の負担見込額 a8	—	—	—	—	—
充当可能基金額 B	2,313,012	2,012,953	2,017,539	2,130,833	2,171,452
充当可能特定収入 C	204,159	188,391	166,566	136,423	86,228
地方債現在高に係る 基準財政需要額算入見込額 D	11,228,263	11,437,133	11,551,615	11,881,458	11,643,101
実質的な将来負担額 A-B-C-D	5,220,927	6,407,029	6,602,740	6,299,254	5,970,429
町民一人当たりの実質的な将来負担額 (単位:円)	271,796	332,522	344,251	329,683	316,264
標準財政規模 E	5,109,645	5,034,772	5,152,454	5,264,279	5,264,784
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額 F	813,077	860,680	863,402	879,213	927,726
将来負担比率算定式の分母 E-F	4,296,568	4,174,092	4,289,052	4,385,066	4,337,058
将来負担比率 (A-B-C-D)/(E-F)	121.5%	153.4%	153.9%	143.6%	137.6%
早期健全化基準	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%

平成29年度 資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年8月9日

第3 審査の方法

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、各公営企業会計に係る決算の審査対象とされた書類を照合し、その適正性について審査しました。

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率は法令の規定に従って適正に算定されていました。また、算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認めました。

各公営企業会計について資金不足の状況を見ると、次のとおりとなっています。

						(単位:%)	
会計名		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	経営健全化 基準
水道事業会計		—	—	—	—	—	20.0
工業用水道事業会計		—	—	—	—	—	
下水道 事業会計	公共下水道事業会計	—	—	—	—	—	
	農業集落排水事業会計	—	—	—	—	—	

(注) 資金不足がない場合、資金不足比率は算出されません。

(注) 地方財政状況調査にあわせて、下水道事業会計を公共下水道事業会計と農業集落排水事業会計にわけています

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計及び農業集落排水事業会計のいずれにおいても資金不足が発生しなかったため、資金不足比率は算出されませんでした。

第5 各会計の資金不足比率

各会計の資金不足比率の推移は次のとおりです。

地方公営企業法適用会計

1 水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	△ 659,779	△ 709,276	△ 804,487	△ 894,490	△ 914,140
流動負債 a 1	4,943	24,028	27,663	43,734	90,868
控除企業債等 a 2				16,677	18,097
控除引当金等 a 3				3,600	
算入地方債 a 4	0	0	0	0	0
流動資産 a 5	664,722	733,304	832,150	917,637	986,911
控除財源 a 6				0	0
貸倒引当金 a 7				310	
解消可能資金不足額 a 8	0	0	0	0	0
事業の規模 B	294,913	291,503	296,185	300,824	305,935
A/B×100	△ 223.7	△ 243.3	△ 271.6	△ 297.3	△ 298.8
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20	20	20	20	20

2 工業用水道事業会計

(単位:千円、%)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資金不足額 [= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	△ 58,997	△ 78,606	△ 82,001	△ 83,458	△ 91,061
流動負債 a 1	482	713	784	7,084	5,667
控除企業債等 a 2				1,187	2,394
控除引当金等 a 3				747	
算入地方債 a 4	0	0	0	0	0
流動資産 a 5	59,479	79,319	82,785	88,608	94,334
控除財源 a 6				0	0
貸倒引当金 a 7				0	
解消可能資金不足額 a 8	0	0	0	0	0
事業の規模 B	22,509	27,910	23,727	23,323	31,177
A/B×100	△ 262.1	△ 281.6	△ 345.6	△ 357.8	△ 292.0
資金不足比率	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20	20	20	20	20

3 下水道事業会計

(1) 公共下水道事業会計

(単位:千円、%)

区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資金不足額						
[= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	A	—	—	—	△ 146,747	△ 90,035
流動負債	a 1				407,607	535,970
控除企業債等	a 2				362,398	387,706
控除引当金等	a 3				2,741	
算入地方債	a 4				0	0
流動資産	a 5				188,840	238,299
控除財源	a 6				0	0
貸倒引当金	a 7				375	
解消可能資金不足額	a 8				0	0
事業の規模	B				259,385	283,439
A/B×100					△ 56.5	△ 31.7
資金不足比率					—	—
経営健全化基準					20	20

(2) 農業集落排水事業会計

(単位:千円、%)

区分		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資金不足額						
[= a 1- a 2- a 3+ a 4 -(a5-a6+a7)-a8]	A	—	—	—	△ 13,139	△ 7,999
流動負債	a 1				142,268	146,503
控除企業債等	a 2				140,251	144,121
控除引当金等	a 3				318	
算入地方債	a 4				0	0
流動資産	a 5				14,726	10,381
控除財源	a 6				0	0
貸倒引当金	a 7				112	
解消可能資金不足額	a 8				0	0
事業の規模	B				50,322	50,621
A/B×100					△ 26.1	△ 15.8
資金不足比率					—	—
経営健全化基準					20	20

下水道事業会計は平成 28 年度から地方公営企業法を適用したので、平成 27 年度以前の特別会計と単純比較することができません。

参考として、平成 27 年度までの資金不足比率は次のとおりです。

地方公営企業法非適用会計
1 公共下水道事業特別会計

(単位:千円、%)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資金不足額 [= a 1+ a 2- a 3- a 4] A	0	0	△ 44240	—	—
歳出額 a 1	961,385	1,195,305	1,052,632		
算入地方債現在高 a 2	0	0	0		
歳入額 a 3	961,385	1,195,305	1,096,872		
解消可能資金不足額 a 4	0	0	0		
事業の規模 B	167,464	166,321	206,514		
A/B×100	0.0	0.0	△ 21.4		
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20	20	20		

2 農業集落排水事業特別会計

(単位:千円、%)

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
資金不足額 [= a 1+ a 2- a 3- a 4] A	0	0	△ 10,596	—	—
歳出額 a 1	463,982	254,171	236,926		
算入地方債現在高 a 2	0	0	0		
歳入額 a 3	463,982	254,171	247,522		
解消可能資金不足額 a 4	0	0	0		
事業の規模 B	53,596	54,169	54,030		
A/B×100	0.0	0.0	△ 19.6		
資金不足比率	—	—	—		
経営健全化基準	20	20	20		